●主体　○連携　■会議主催　□会議参加

対応段階	市町村	都道府県	労働局				使用する帳票の種類
			総務部企画室	労基署	職安	均等室	
(1)相談・通報届出受付	●通報受理						相談・通報・届出受付票
(2)情報共有協議	●情報収集依頼 ・障害者の生活・福祉情報	○情報提供 ・事業所情報・障害者情報					情報共有・協議票
	■事実確認の準備会議 ・法的根拠 ・実施時期と役割分担	← □(市町村に虐待の通報があった場合で、初動の段階から都道府県との連携が必要な場合) ・事業所への事実確認の協力が得られない場合 ・事業所と連絡がとれない					事実確認準備票
(3)市町村・都道府県での事実確認	●事実確認 ・障害者の生活・福祉に関する事項 ・障害者の職場環境、事業所に関する事項	← ○（場合によって都道府県も同行） ・市町村のみでは事業所への事実確認が困難な場合					面接調査票 事実確認調査結果報告書
(4)虐待対応ケース会議（判断会議）	■虐待対応ケース会議（判断会議） ・虐待有無、緊急性判断 ・当面の対応計画	← □（場合によって都道府県も参加） ・前述の状況の流れから参加が必要とされた場合 ・事業所から事実確認ができなかった場合　など					アセスメント要約票 虐待対応ケース会議記録・計画書～判断会議用
	●都道府県への通知 ・労働相談票	●相談票受理					労働相談票
	□市町村も参加	■事実確認の準備会議 ・法的根拠 ・実施時期と役割分担					
		・労働局への事前連絡	○事前連絡受理				
		●事実確認					
	□（場合によって参加） ・障害者の今後の生活支援が想定される場合　など	■虐待対応ケース会議（判断会議）	← □（場合によって労働局も参加） ・参加を依頼し、了承が得られた場合 ・虐待の態様によって、早い段階から労働局との情報共有や役割分担等の連携が必要な場合				
	・虐待有無・緊急性の判断、・当面の対応計画・役割分担						
		労働局への報告	●報告受理				
			●担当部署の決定	○	○	○	
(5)労働局での対応	対応計画に基づいた支援		労働局での対応				
	●生活等に関する支援	●就労等に対する支援	●担当部署による事実確認 ●担当部署による判断会議・対応計画策定 ●担当部署による権限行使 ●総務部企画室による県への報告				
(6)虐待対応ケース会議	□参加	■虐待対応評価会議	□参加				虐待対応評価会議記録票
	・対応計画の評価						
	□参加	■虐待対応ケース会議	□参加				虐待対応ケース会議記録・計画書
	・アセスメント・対応計画の策定、役割分担						
	対応計画に基づいた支援						
	●生活支援	●就労等に対する支援	●事業所への権限行使 ●就労等の支援				
(7)評価会議	□参加	■評価会議	□参加				虐待対応評価会議記録票
	・対応計画の評価						
	・終結						